

# 「介護給付費通知書」についてのお知らせ

## 「介護給付費通知書」とは？

「介護給付費通知書」は、介護保険サービスの利用状況をお知らせする通知です。

サービス内容や回数等に間違いや不明な点がないか、確認していただくために発送しています。

## なぜ必要なのですか？

全国の介護保険サービスを利用する人の数は、平成12年4月の介護保険スタート時から大幅に増加し554万人に達しています。それに伴い介護給付費は年々増加し、平成12年度の3.2兆円から9.6兆円まで増加しています。

このままでは、介護給付費が膨らみ、みなさんの負担が増えることとなります。

そこで大切な介護保険制度を支えるために、介護サービスを適切に利用することが求められています。その一つの手段として「介護給付費通知書」は、不明なサービス内容があるかなどを確認するための大切な通知です。

介護や支援が必要な方々が安心してサービスを受けられるよう介護保険の財源を大切にしましょう。皆様のご協力をお願い致します。

## 《介護給付費通知書に関するQ & A》

### Q. 介護給付費通知書を受け取りましたが、何か手続きが必要ですか？

#### A. 特に手続きの必要はありません。

給付費通知に記載されている月の中で、介護保険のサービスを利用している方に送っているものです。みなさんにサービス内容を確認していただき、間違いがないかチェックしていただくためのものですので、お金を支払う必要などはありません。

### Q. 介護給付費通知書は、医療費控除の申請には使えますか？

#### A. 使えません。

介護給付費通知書はあくまでもサービスの利用状況を確認していただくための書類ですので、それ以外の目的には使用できません。

### Q. 介護給付費通知書を確認したら、間違いや不明な点があるのですが、どうすればいいですか？

#### A. 確認いたしますので、長寿支援課まで連絡してください。

介護給付費通知書の記載内容に間違いや不明な点があれば、通知書に記載されている担当（下記担当）にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

吉川市長寿支援課介護給付係

電話：982-5119（直通）

※総合事業のサービスは記載されておきませんのでご了承ください。

介護給付費通知書の確認は  
裏面を参照してください。

# 「介護給付費通知書」と「サービス利用票」を照合しましょう

◆まず、介護給付費通知書の記載内容を確認しましょう。  
 ◆次に、サービス利用票(※)と領収書の内容を照らし合わせて、間違いがないか確認しましょう。

※「サービス利用票」とは、介護サービスの計画と実績が記入された書類で、居宅介護支援事業所または地域包括支援センターから利用者に交付されるものです。

**①被保険者番号・氏名**  
 あなたの被保険者番号（被保険者証の番号）と氏名が記載されています。

**②サービス月**  
 介護サービス（介護予防サービス）を利用した月が記載されています。

**③サービス事業所**  
 介護サービス（介護予防サービス）を提供した事業所名が記載されています。

**④サービス種類**  
 利用した介護サービス（介護予防サービス）が種類ごとに記載されています。

令和〇〇年〇月〇日

〒000—0000  
 ○○○○○○○○○○○○  
 ○○ ○〇様

**介護給付費通知書**

被保険者番号	被保険者氏名
--------	--------

問い合わせ先  
 ○○○○○○○○○○

サービス月	サービス事業所	サービス種類 /サービス略称	サービス 日数/回数	利用者負担額 合計額（円）	サービス費用 合計額（円）
4月	〇〇訪問介護	訪問介護	00	00,000	000,000
4月	××デイサービス	通所介護	00	00,000	000,000
4月	デイリハ△△	通所リハビリ	00	00,000	000,000
5月	〇〇訪問介護	訪問介護	00	00,000	000,000
5月	××デイサービス	通所介護	00	00,000	000,000
5月	デイリハ△△	通所リハビリ	00	00,000	000,000
サービス費用総合計				00,000	000,000

**⑤サービス日数/回数**  
 その月に利用した介護サービス（介護予防サービス）の日数または回数が記載されています。

**⑥費用**  
 あなたが利用した介護サービス（介護予防サービス）にかかった費用が記載されています。領収書などで確認しましょう。

**利用者負担額**  
 サービスにかかった費用のうち、の1割、2割または3割。あなたが事業所に支払った金額です。

**サービス費用**  
 サービスにかかった費用。利用者負担額（1割、2割または3割）と保険者負担額（9割、8割または7割）の合計です。